

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：特定漁船員の労働時間、休日及び定員に関する政令案

規制の名称：(1) 休日手当の支払いの義務付け（令第3条第2項）

(2) 休息時間の付与の義務付け（令第4条第1項）

(3) 定員規制の義務付け（令第9条）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：国土交通省海事局船員政策課

評価実施時期：令和8年3月26日

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

 i

(該当理由)

- ・(1)～(3)の対象事業者は約1,000者程度と予測されるところ、下記「3 負担の把握」に記載のとおり、個々の規制対象者の追加の遵守費用は発生せず、また、追加の行政費用は軽微であると想定されることから、遵守費用と行政費用の合計が10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用は1回当たり1万円未満と推計されるため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 現行の船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 73 条では、船員法第 60 条から第 69 条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関する規範について、国土交通省令（指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和 43 年運輸省令第 49 号。以下「漁労則」という。））に包括委任していたところ、第 217 回国会において成立した船員法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 32 号）による改正後の船員法第 73 条において、船員法第 60 条から第 69 条までの規定の適用を受けない船員の労働時間、休日及び定員に関し船舶所有者の遵守すべき事項については政令で定めることとされた。
- ・ 上記を踏まえ、漁船員の労働時間、休日及び定員に関し船舶所有者の遵守すべき事項や船員の権利保護を図るため、必要な規定を定める本政令を制定するものである。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 漁業を含めた第一次産業に対する労働時間規制については、労働基準法及び船員法において適用を除外している。
 - ・ その上で、船員法の労働時間規制が適用除外された漁船のうち、一部の漁船（指定漁船）については、商船類似の航行期間（操業を行わない期間）が存在することから、適正な労働時間等の管理により漁船員の保護を図るため、漁労則という形で別途労働時間規制（船員法第 60 条から第 69 条までの規定の一部対応した規制）を設けているところ。
 - ・ 商船員については、国際条約の基準等に合わせ、労働時間規制等の見直しを随時行ってきた一方、漁船員については、平成 10 年以降一部の最低限の事項の改正に留まっていたところ、適切な労働保護のため、適正化の観点から一部見直す必要がある。
- ※今般、船員法の改正に伴い、漁労則に規定されている労働時間規制について、一部見直す形で本政令に引き上げることとなったところ、漁労則と比較し、本政令で新たに新設された規制について、評価を行うこととする。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

（１）非操業期間における休日手当の新設

- ・ 特定漁船（※）の船舶所有者は、休日を与えるべき特定漁船員が当該休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、当該特定漁船員に与えるべき休日の日数に応じ、国土交通省令で定める休日手当を支払わなければならない。
- ※遠洋漁業に従事する漁船その他の操業せずに航行する日が 1 日以上である漁船をいう。対象となる漁船は、漁労則の指定漁船と同様。

（２）非操業期間における休息时间付与に係る要件の新設

- ・ 特定漁船の船舶所有者は、航海期間において休息時間を分割して特定漁船員に与える場合には、休息時間のうち、いずれかの休息時間を 6 時間以上としなければならない。ただし、特定漁船漁ろう員の操業期間における休息時間については、この限りでない。

(3) 非操業期間における定員規制の新設

- ・ 特定漁船の船舶所有者は、やむを得ない場合を除き、1日8時間以内の労働時間規制を遵守するために必要な特定漁船員の定員を定めて、その員数以上の特定漁船員を乗り組ませなければならない。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（効果について）

(1) 休日手当の新設

- ・ 特定漁船員が与えられるべき休日の付与前に解雇され、又は退職した場合において、船舶所有者に休日手当の支払いを義務付けることで、当該特定漁船員が正当な労働の対価を得る権利を保護し、所定の休日数を与えず当該休日手当を支払わない状態で船員を解雇することが常態化することを防止し、解雇・退職時の労使トラブルの減少が図られることが期待される。

(2) 休息时间付与に係る要件の新設

- ・ 特定漁船の船舶所有者が休息時間を分割して特定漁船員に与える場合、休息時間のうち、いずれかの休息時間を6時間以上とすることで、過度な休息時間の分割（10分単位への分割など）が防止され、船員のモチベーションや生産性の向上が図られるほか、離職防止や心理的・身体的負担の軽減につながることを期待される。

(3) 定員規制の新設

- ・ 船舶所有者に労働時間規制を遵守させるために必要な定員を定め、その員数以上の漁船員を乗り組ませるよう義務付けることで、船舶所有者が必要な定員を乗り組ませず、漁船員一人当たりの労働時間規制が守られないことが常態化することを防止され、船員のモチベーションや生産性の向上が図られるほか、離職防止や心理的・身体的負担の軽減につながることを期待される。

（定量的な把握について）

- ・ 定量的な把握の方法としては、

(1) 休日手当の支払い状況

(2) 休息时间付与の状況

(3) 定員の配乗状況

の実態把握などが考えられるが、これらについては現行の規制がないことから、国として網羅的には状況調査を実施していないため、現時点で詳細な全体像を把握することが困難である。しかしながら、対象者への聞き取りや職員による立入検査等によるミクロ的な状況調査により、事後評価書を作成するまでには、規制の効果を定量的に把握することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

(1) 非操業期間における休日手当の新設

- ・本規制については、休日を適切に付与していない場合にのみ適用されるものであるため、適切な付与が行われている限りにおいて、追加の遵守費用は発生しないと想定される。

(2) 非操業期間における休息时间付与に係る要件の新設

- ・特定漁船の船舶所有者が休息时间を分割して特定漁船員に与える場合、休息时间のうち、いずれかの休息時間を6時間以上とする点について、現時点でも大多数の特定漁船において遵守できていることから、当該規制により、新たに人員を雇用するなどの追加の遵守費用は発生しないと想定される。

(3) 非操業期間における定員規制の新設

- ・現状、船員法第70条に基づく航海当直を実施するための定員規制により、大多数の漁船において今回新設する定員規制に必要な人員はすでに確保されていると考えられるため、当該規制について、新たに人員を雇用するなどの追加の遵守費用は発生しないと想定される。

<行政費用>

(1) 非操業期間における休日手当の新設

- ・本規制案に係る監督処分に係る事務が考えられるが、人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、新たに発生する行政費用は軽微である。当該監督処分に係る事務費用については、違反が発生した事例があれば、事後評価の際に把握するよう努める。

(2) 非操業期間における休息时间付与に係る要件の新設

- ・本規制案に係る監督処分に係る事務が考えられるが、人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、新たに発生する行政費用は軽微である。当該監督処分に係る事務費用については、違反が発生した事例があれば、事後評価の際に把握するよう努める。

(3) 非操業期間における定員規制の新設

- ・本規制案に係る監督処分に係る事務が考えられるが、人員の増強等を求めるものではなく、現在の執行体制において対応することが可能であり、新たに発生する行政費用は軽微である。当該監督処分に係る事務費用については、違反が発生した事例があれば、事後評価の際に把握するよう努める。

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・水産業界の労使を含めた関係者等から本政令の制定に係る意見を聴取した中で、今般措置する「非操業期間

における休日手当の新設」、「非操業期間における休息时间付与に係る要件の新設」、「非操業期間における定員規制の新設」について、いずれも政令に規定することに対し特段の反対意見はなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・交通政策審議会海事分科会第 193 回船員部会
開催日：令和 8 年 3 月 24 日（火）

<関連する会合の議事録の公表>

- ・交通政策審議会海事分科会船員部会
https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s303_senin01.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

- ・本規制案については、本政令案の施行から 5 年後（令和 13 年）に事後評価を実施する。